資料５

競争入札参加資格審査申請に係る標準項目等の活用状況に係るフォローアップ等調査の結果

競争入札参加資格審査申請に係る標準項目等の活用状況に係るフォローアップ等調査について

概　要

○　総務省においては、令和４年６月に、全都道府県・市区町村を対象として、**競争入札参加資格審査申請に係る標準項目等の活用状況**や活用に向けた検討状況及び追加項目の設定状況**等について、フォローアップ調査を実施**。

○　併せて、規制改革実施計画（令和４年６月７日閣議決定）を踏まえ、**地方公共団体の調達に関する一連の手続の電子化・オンライン化に係る地方公共団体の意見や実態についても調査を実施**。

主な調査内容

1 競争入札参加資格審査申請に係る標準項目等の活用状況

① 導入状況
② 導入方法（電子申請システムを反映・標準様式を使用）
③ 独自に追加している項目
④ 独自に追加している添付資料
⑤ 導入を予定している時期
⑥ 導入の課題

2 競争入札参加資格審査申請の手続の状況

① 申請の受付体制
（自団体単独・他団体と共同で受付）
② 申請方法
（窓口・郵送・メール・電子申請システム）
③ 審査結果の通知方法
（書面・メール・ホームページ上で閲覧・システム上で閲覧）

3 調達に関する一連の手続の電子化・オンライン化の状況

① 電子化・オンライン化の状況
（システム構築の状況・申請者が行う手続のオンライン化の状況）
② システム相互間のデータ連携の状況
（データ連携なし・一部データ連携・全部データ連携）
③ 押印を廃止した手続等

4 調達に関する一連の手続の電子化・オンライン化に係る意見等

① 電子化・オンライン化の課題
② 国が手続の標準化を進めシステムの標準仕様を提供すること
③ 国が統一的なシステムを整備し提供すること
④ 全省庁統一資格を取得することで、同時に地方公共団体の入札参加資格を取得することができる仕組みの構築

（参考）地方公共団体の競争入札参加資格審査申請に係る標準項目の活用等について（通知）（令和３年10月19日付け総行行第369号総務省自治行政局行政課長通知）

各地方公共団体における標準項目等の活用状況や活用に向けた検討状況及び追加項目の設定状況等について、令和４年度にフォローアップ調査を行うことを予定していること。

（参考）規制改革実施計画（令和４年６月７日 閣議決定）（抄）

・ 地方公共団体の調達に関する一連の手続については、令和４年上期の標準項目等の活用状況に係るフォローアップ調査において、当該手続の電子化・オンライン化に係る地方公共団体の意見や実態を把握しつつ、事業者の意見も把握し、当該手続の電子化・オンライン化を更に進める方策について検討を行い、速やかに結論を得る。

1　競争入札参加資格審査申請に係る標準項目等の活用状況①

① 導入状況

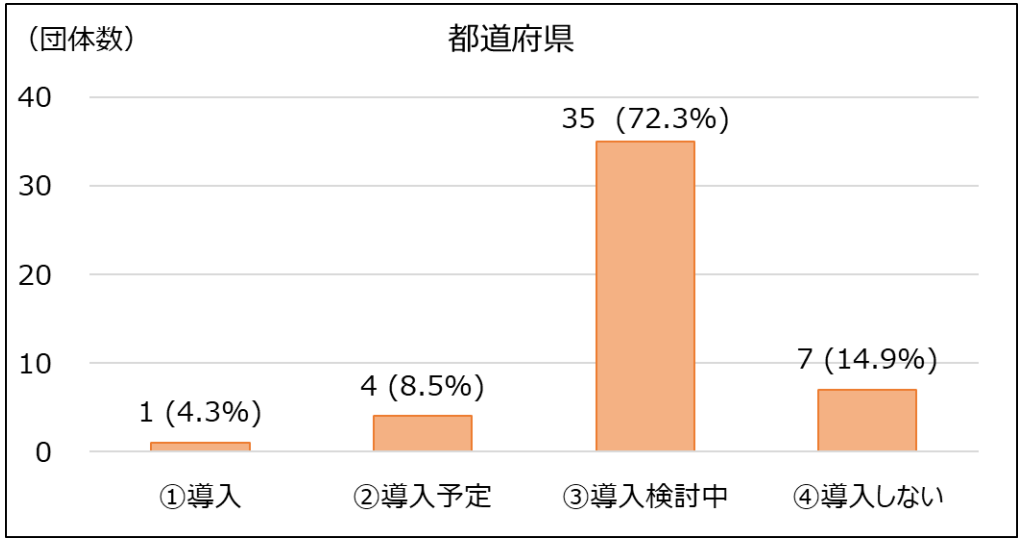

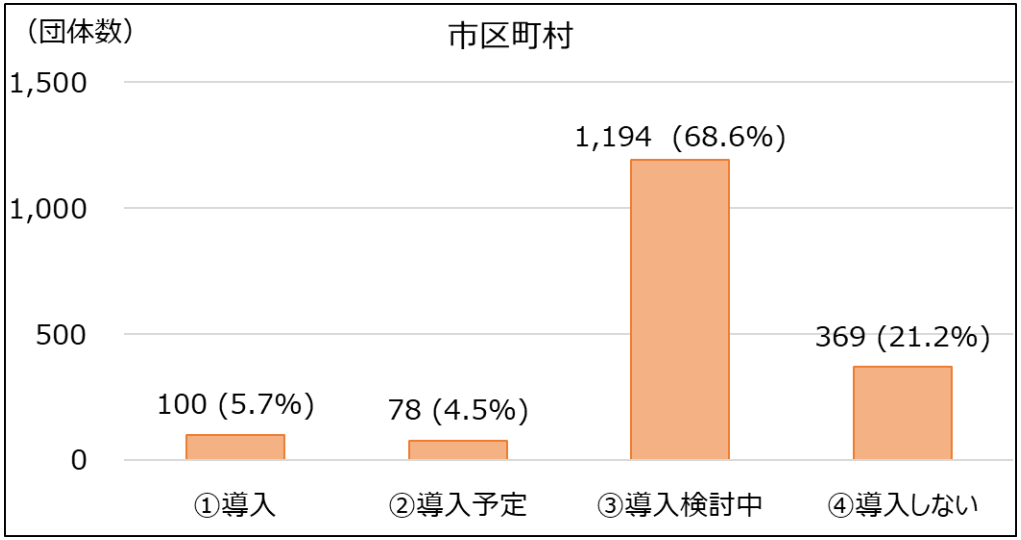

【 導 入 済 】　三重県
【導入予定】　愛媛県、高知県、熊本県、大分県

② 導入方法

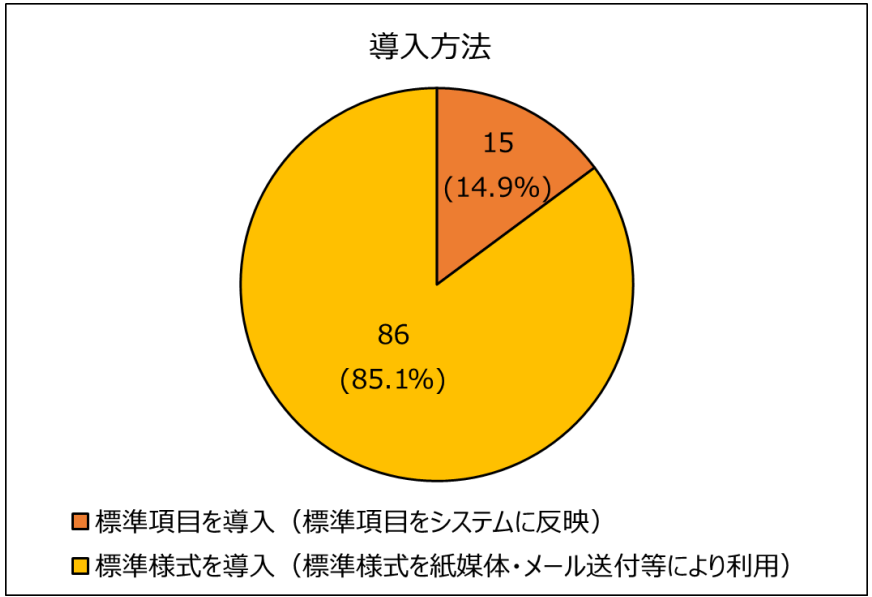

1　競争入札参加資格審査申請に係る標準項目等の活用状況②

③　独自に追加している項目

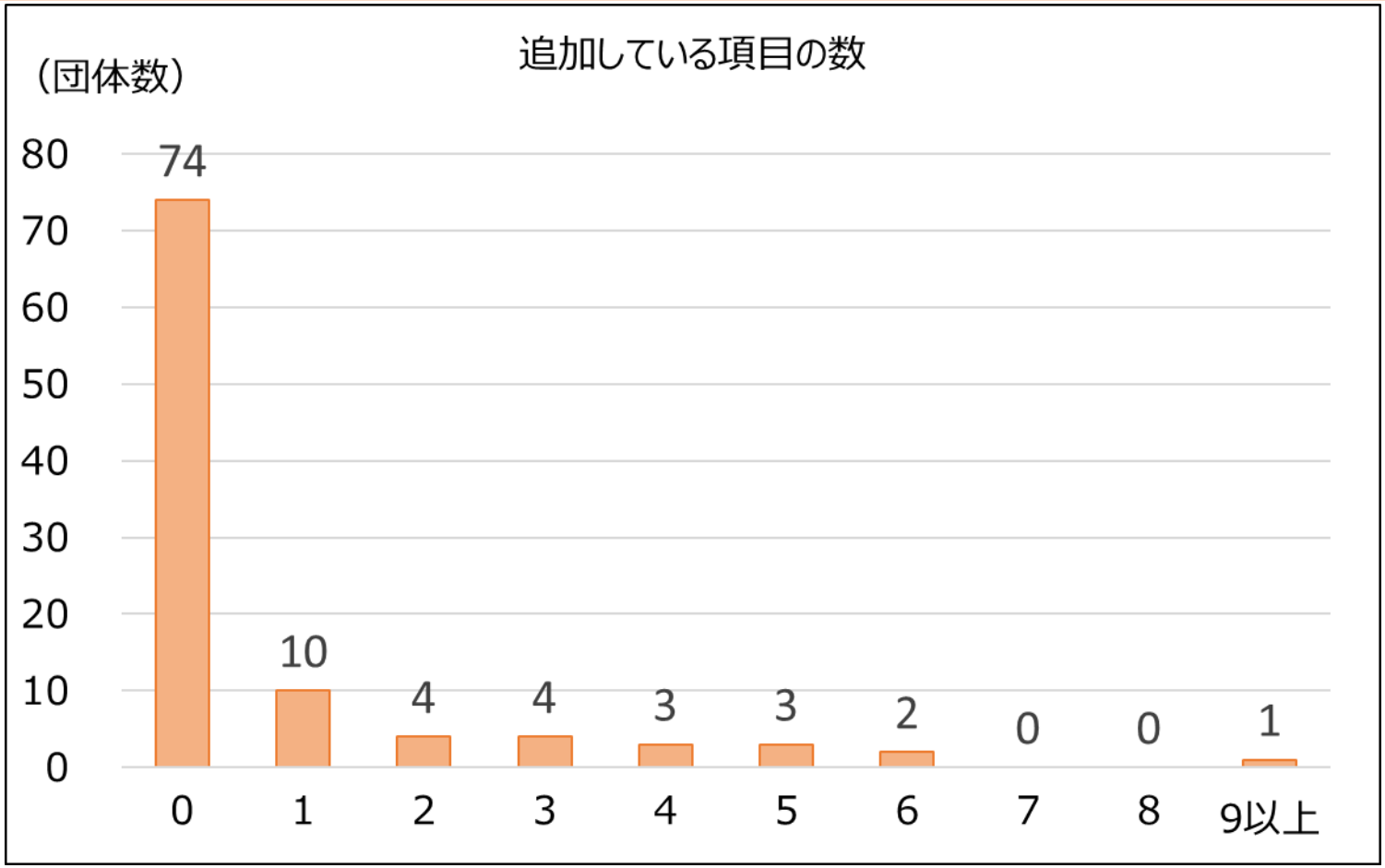

※調達ごとに追加している項目の数が異なる場合は、最も多い数を採用。

追加している項目の例

○技術者の名簿・経歴（７団体）　○測量等の実績（６団体）　○工事の経歴（５団体）
○官公庁に対する契約実績（２団体）　○金融機関情報（２団体）　○営業所の情報（２団体）
○障害者雇用状況（２団体）　○災害支援協定の締結状況（１団体）
○印刷機械等設備等内訳（１団体）

1　競争入札参加資格審査申請に係る標準項目等の活用状況③

④　独自に追加している添付資料

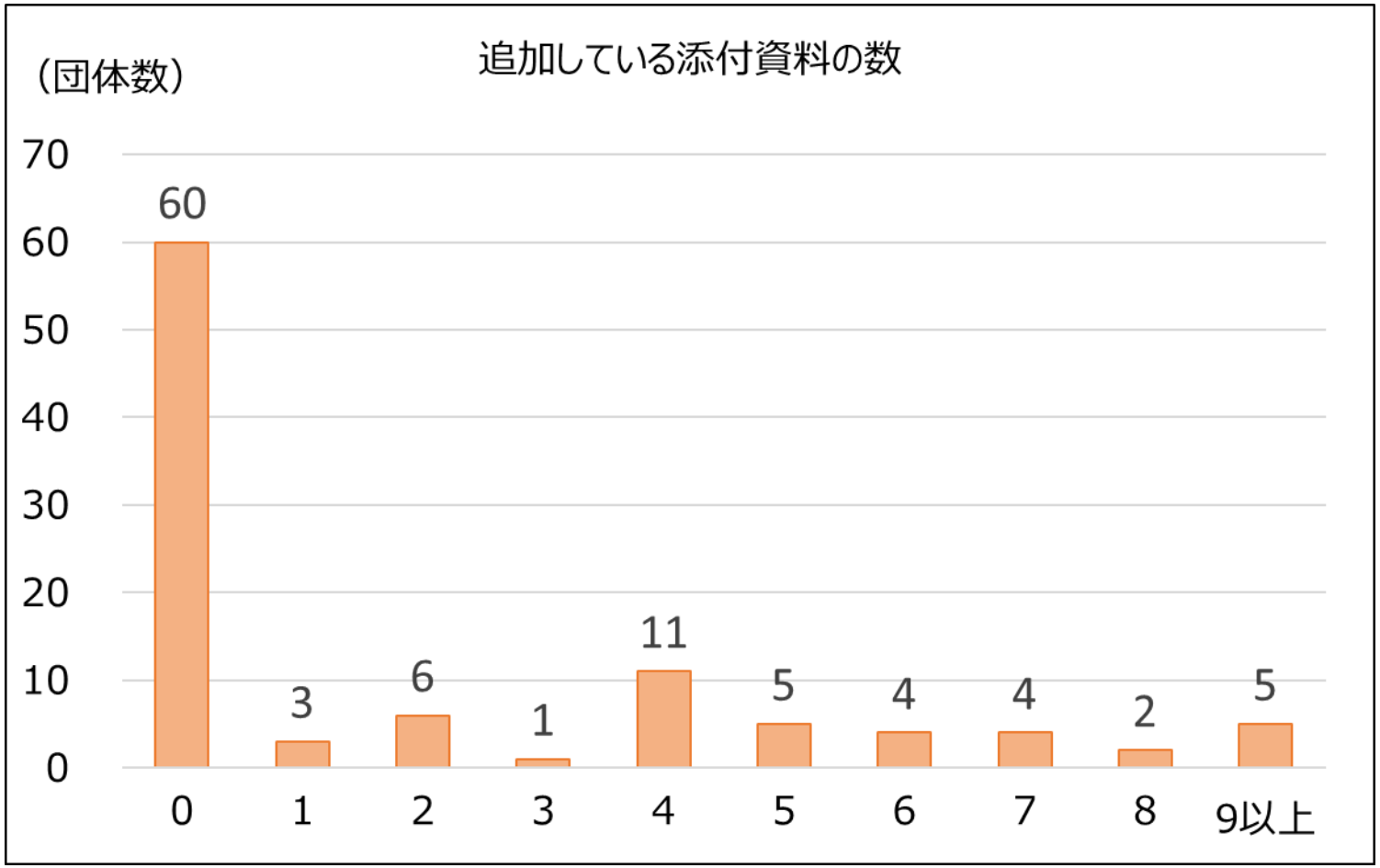

※調達ごとに追加している添付資料の数が異なる場合は、最も多い数を採用。

追加している添付資料の例

○暴力団排除に関する誓約書（１９団体）　○使用印鑑届（１９団体）　○印鑑証明書（１９団体）
○建設業許可証（１５団体）○代表者の身分証明書（１４団体）　○技術者職員名簿（８団体）
○建設業退職金共済組合加入履行証明書（５団体）　○実績調書（４団体）

1　競争入札参加資格審査申請に係る標準項目等の活用状況④

⑤　導入を予定している時期

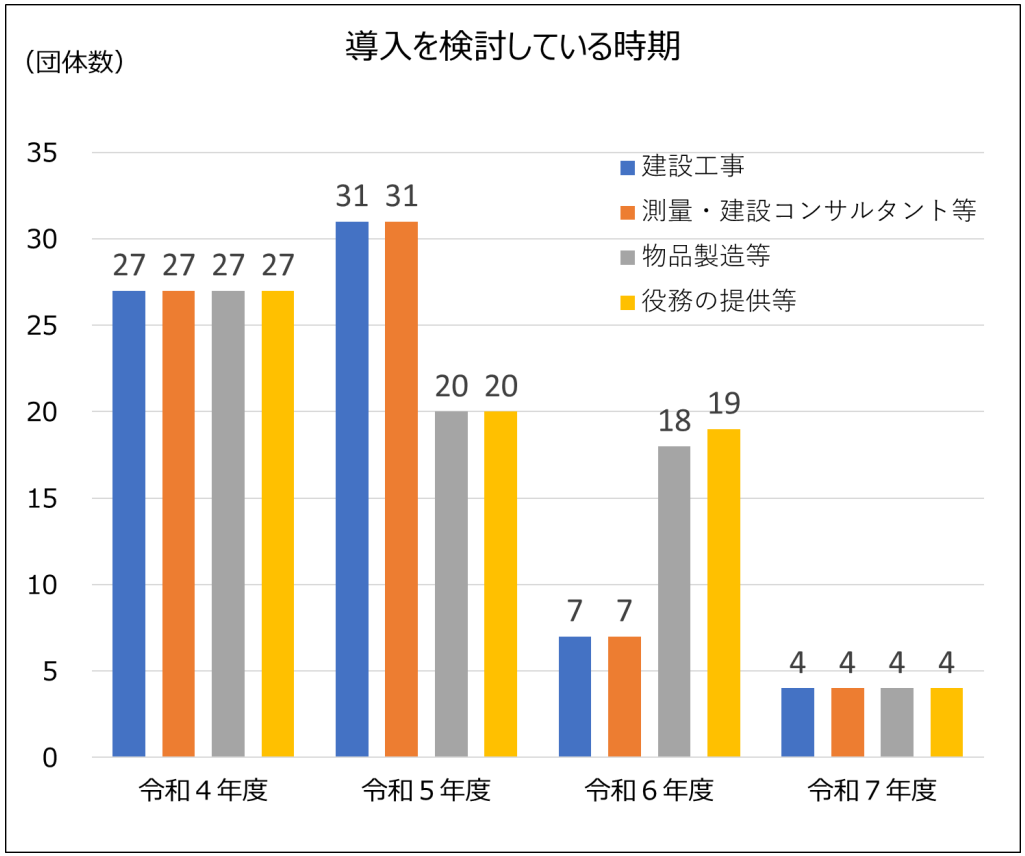

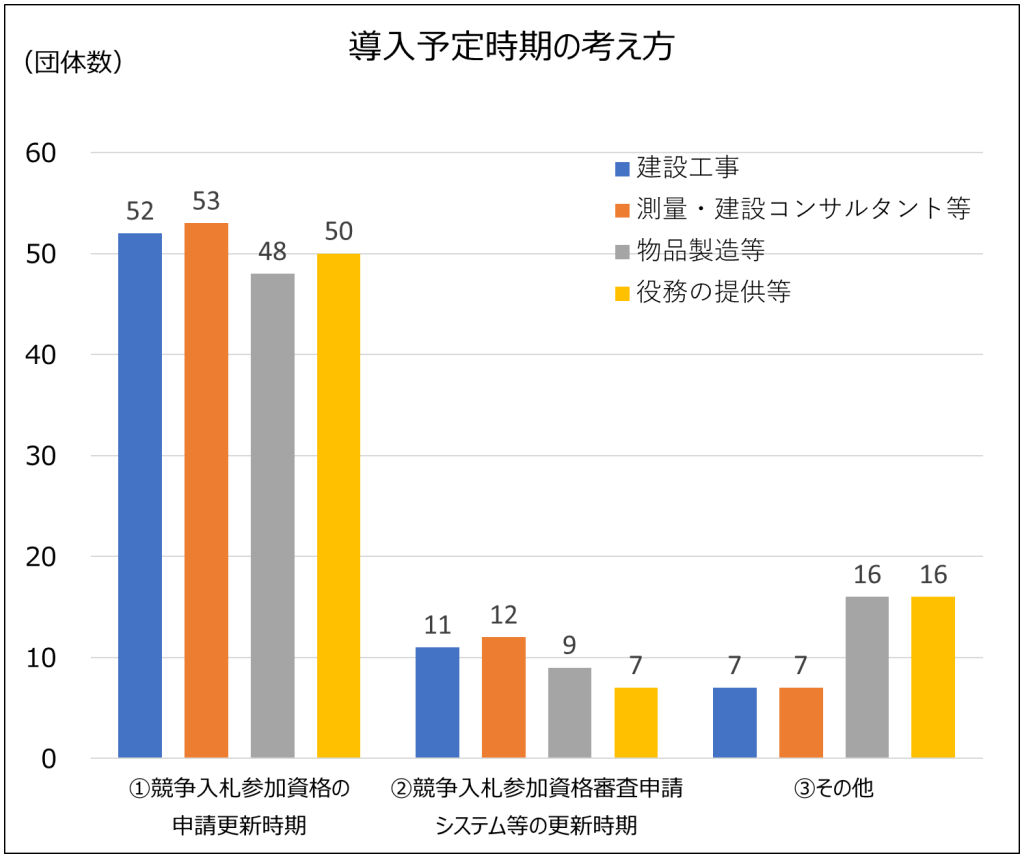

※③その他の例：他団体との共通運用に合わせて導入する

1　競争入札参加資格審査申請に係る標準項目等の活用状況⑤

⑥　導入の課題

① 既存システムの改修（159団体）

標準項目等を導入するためには既存システムの改修が必要。
また、連携している他のシステム（契約管理システム等）の改修も併せて必要となり、多額の経費を要する。

② 項目の追加・削除に係る事務負担の増（135団体）

必要項目の追加及び不要項目の削除をする必要があり、事務負担の増加につながる。

③ 事業者への事務負担（94団体）

現行の申請から、入力項目や提出様式が変更することに伴い、申請する事業者（特に地域の小規模事業者）に事務負担が生じる。

④ 他団体との調整（60団体）

周辺自治体と共同受付を行っているもしくは共同受付について検討中であることから、導入に当たっては他団体との調整が必要。また、周辺自治体で足並みを揃えて導入しなければ事業者にとってもメリットがない。

⑤ 事業者への周知が必要（20団体）

申請方法を変更することに伴う事業者への周知及びマニュアル等の作成といった事務負担が生じる。

⑥ その他

（例）・電子化と併せて検討する必要がある
・導入に向けた項目の検討や運用の変更手続等導入のための準備への負担

2　競争入札参加資格審査申請の手続の状況①

①　申請の受付体制（建設工事）

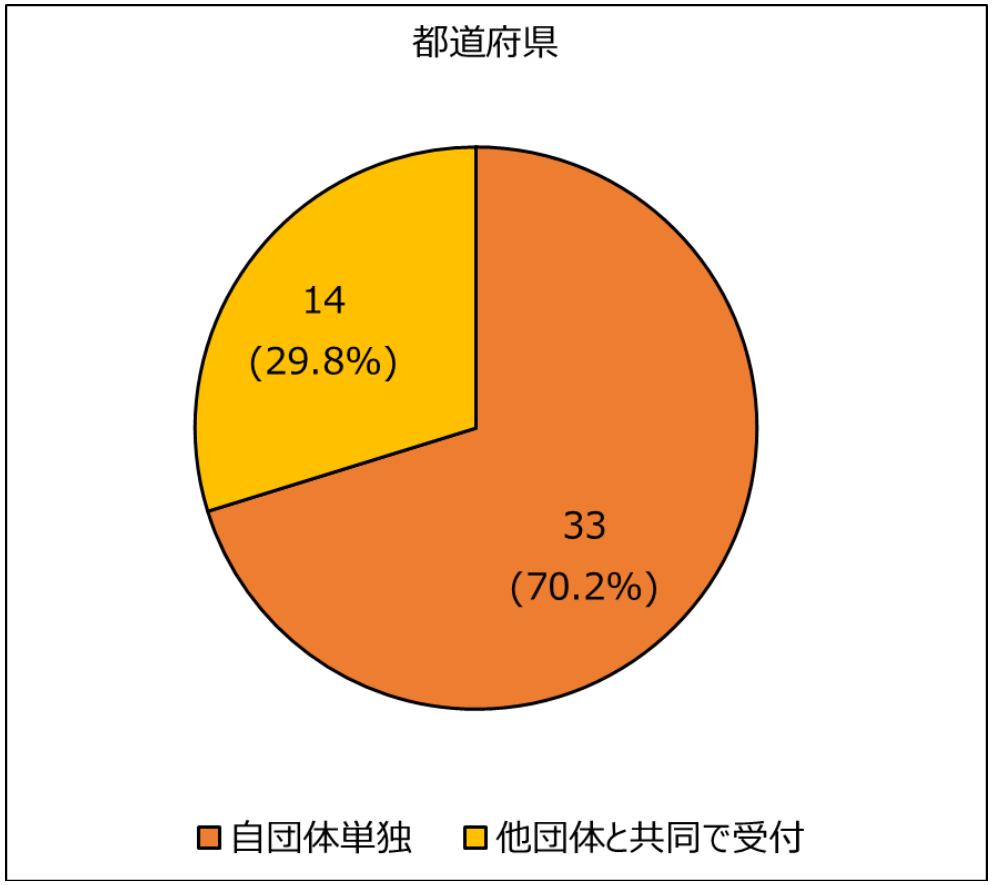

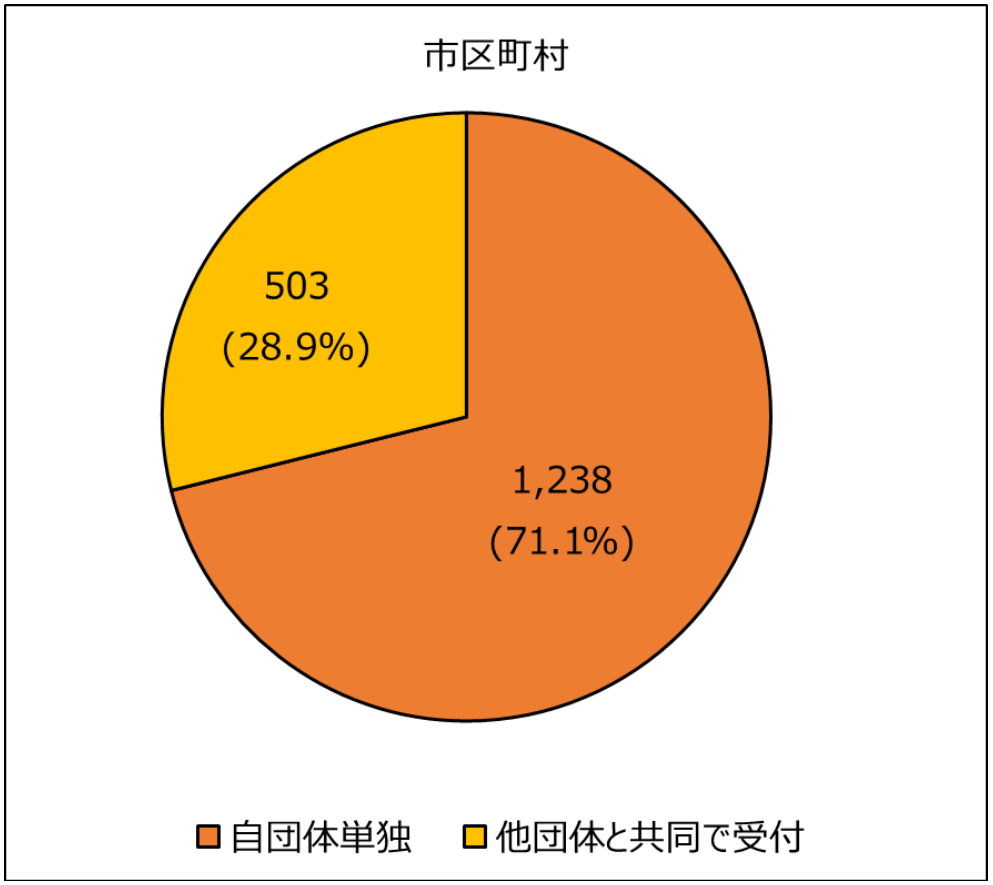

2　競争入札参加資格審査申請の手続の状況②

②　申請方法（建設工事）

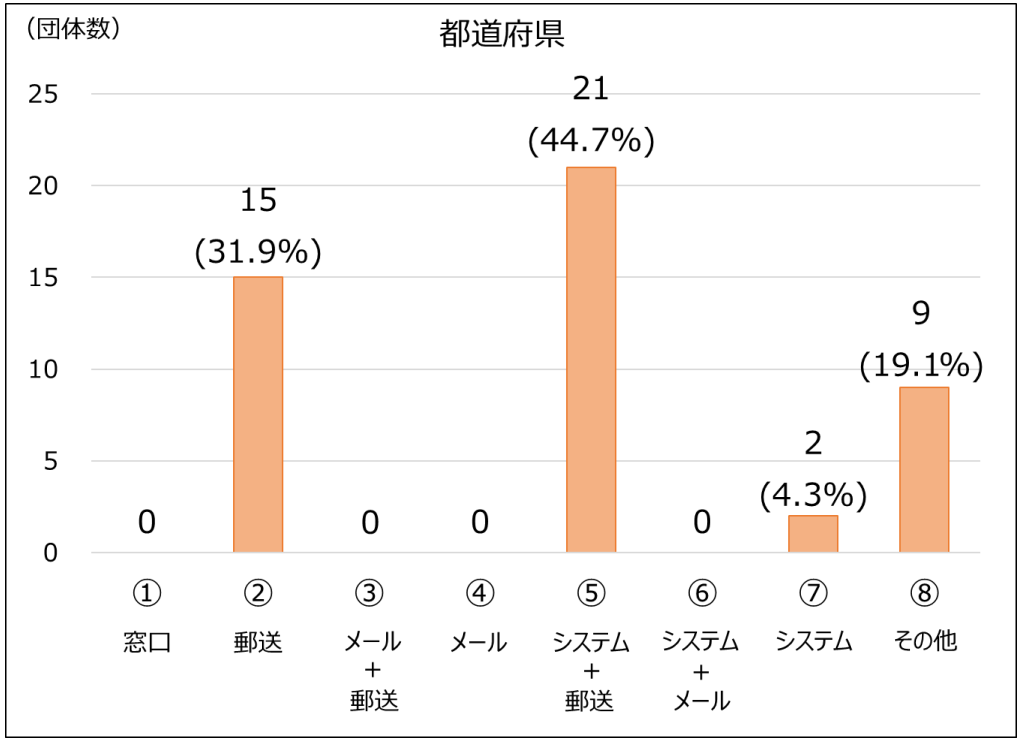

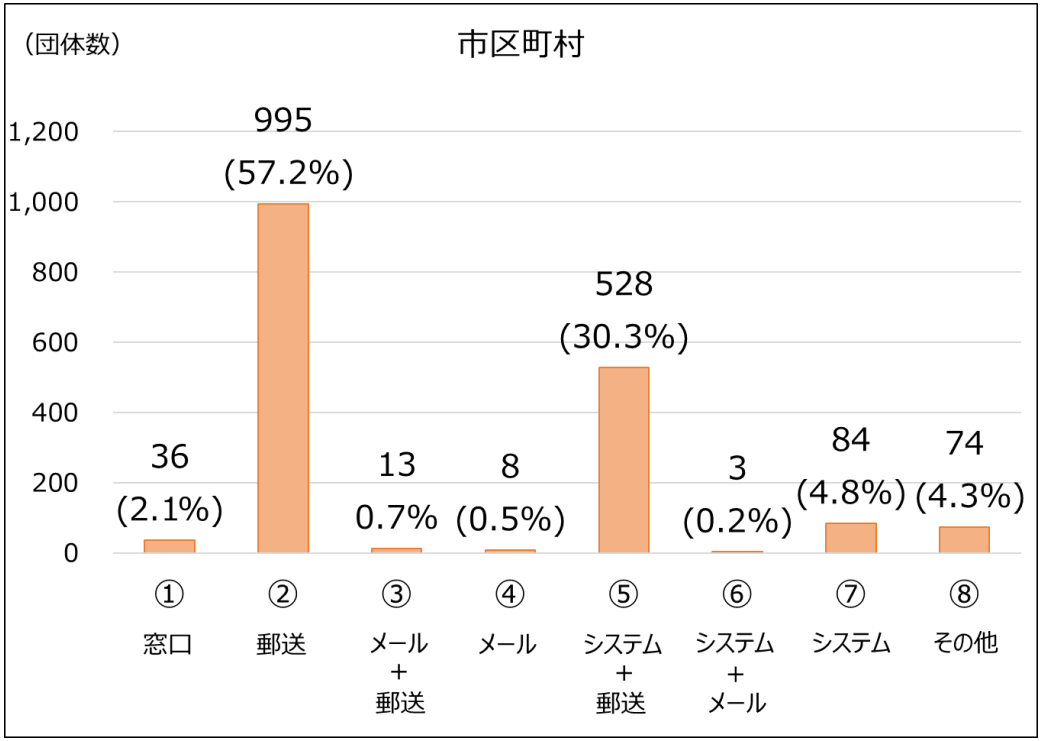

【凡例】

① 窓口
② 郵送
③ メール＋郵送（特定の申請書類等については郵送による申請が必要）
④ メール（全ての申請書類等をメールで提出可能）
⑤ 電子申請システム＋郵送（特定の申請書類等については郵送）
⑥ 電子申請システム＋メール（特定の申請書類等についてはメール）
⑦ 電子申請システム（全ての申請がシステム上で完結）
⑧ その他（例１：県内事業者は窓口・県外事業者は郵送
例２：新規県内事業者は窓口・新規県外事業者は郵送・前年度資格保有者は電子申請システム）

※複数の申請方法が認められている場合は、電子化・オンライン化が最も進められている回答を採用。

2　競争入札参加資格審査申請の手続の状況③

③　申請結果の通知方法（建設工事）

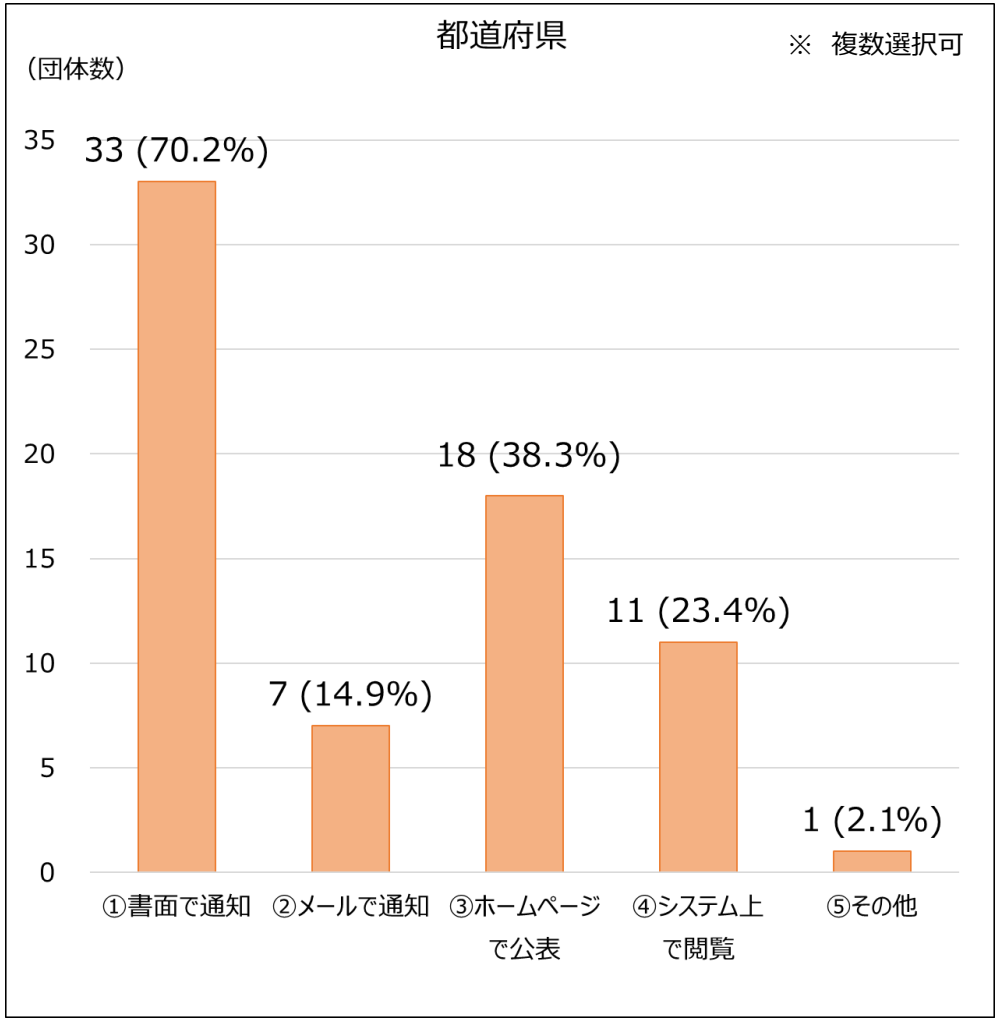

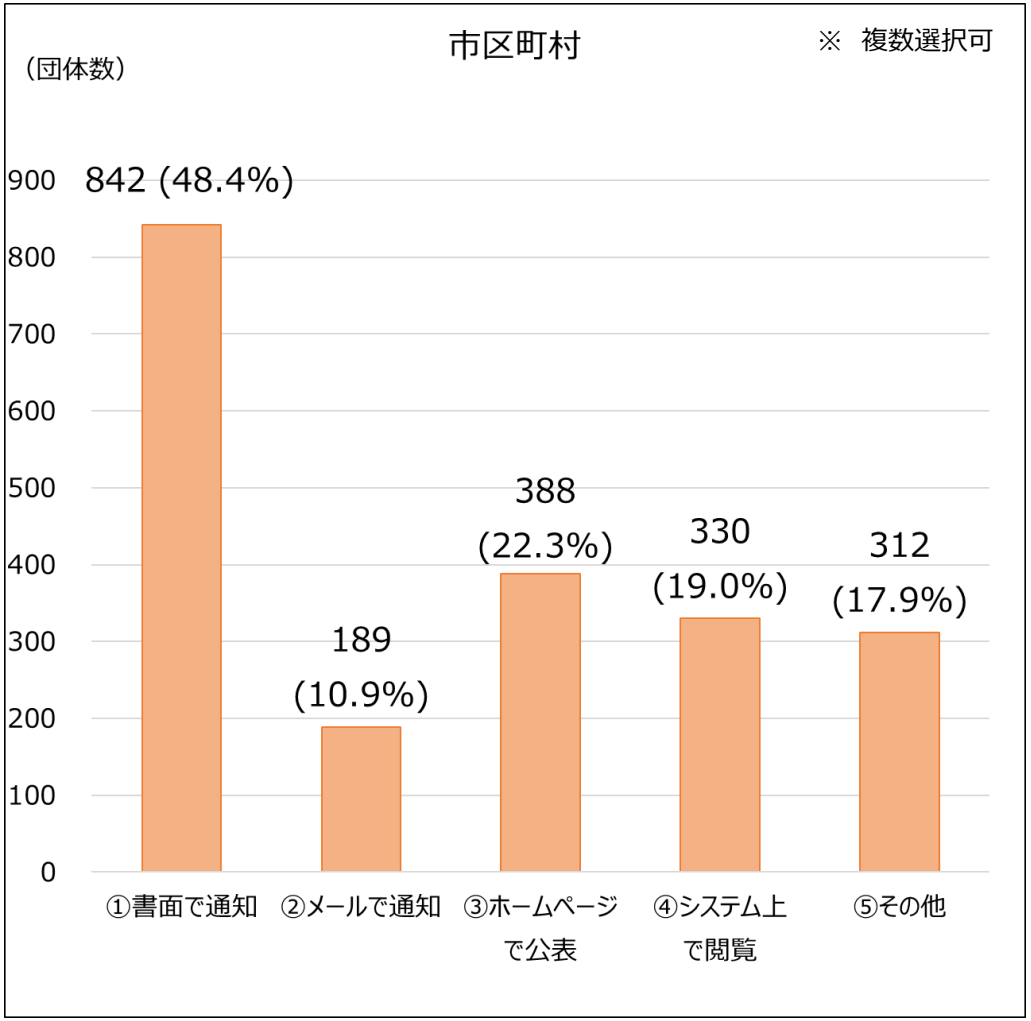

※「その他」の例：県内建設業者は、経営事項審査と同時に対面で処理し、申請者に申請結果を交付。県外建設業者は、メールで通知。

3　調達に関する一連の手続の電子化・オンライン化の状況①

①-1　システム構築の状況（建設工事）

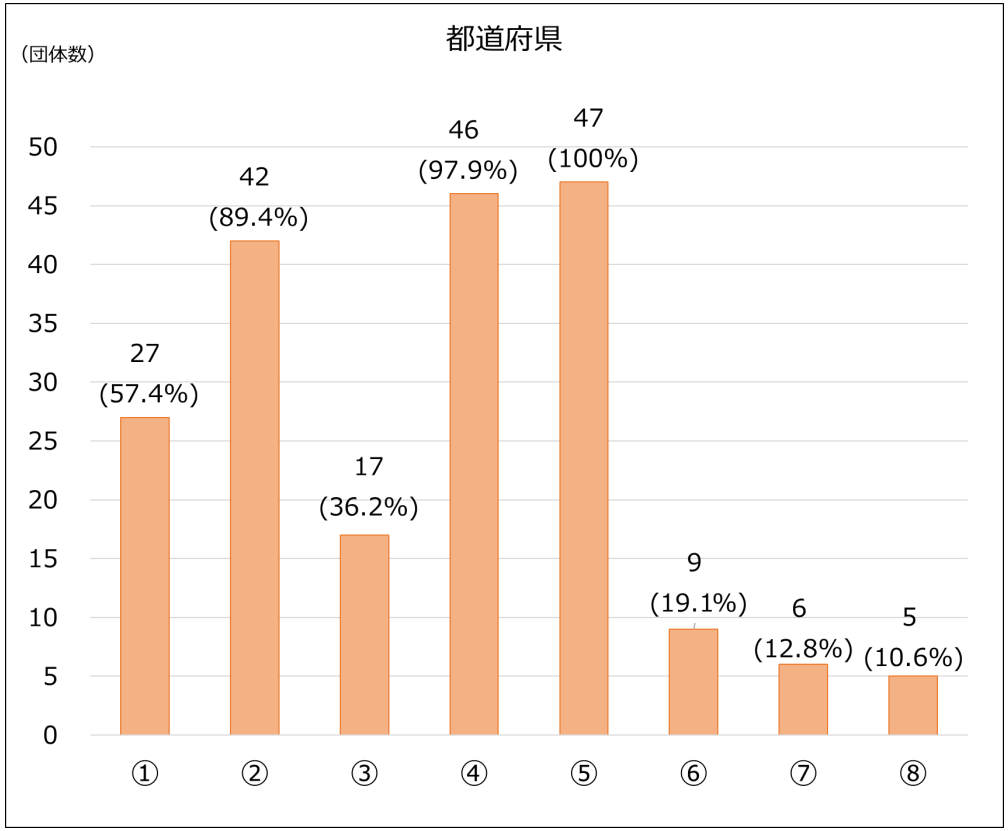

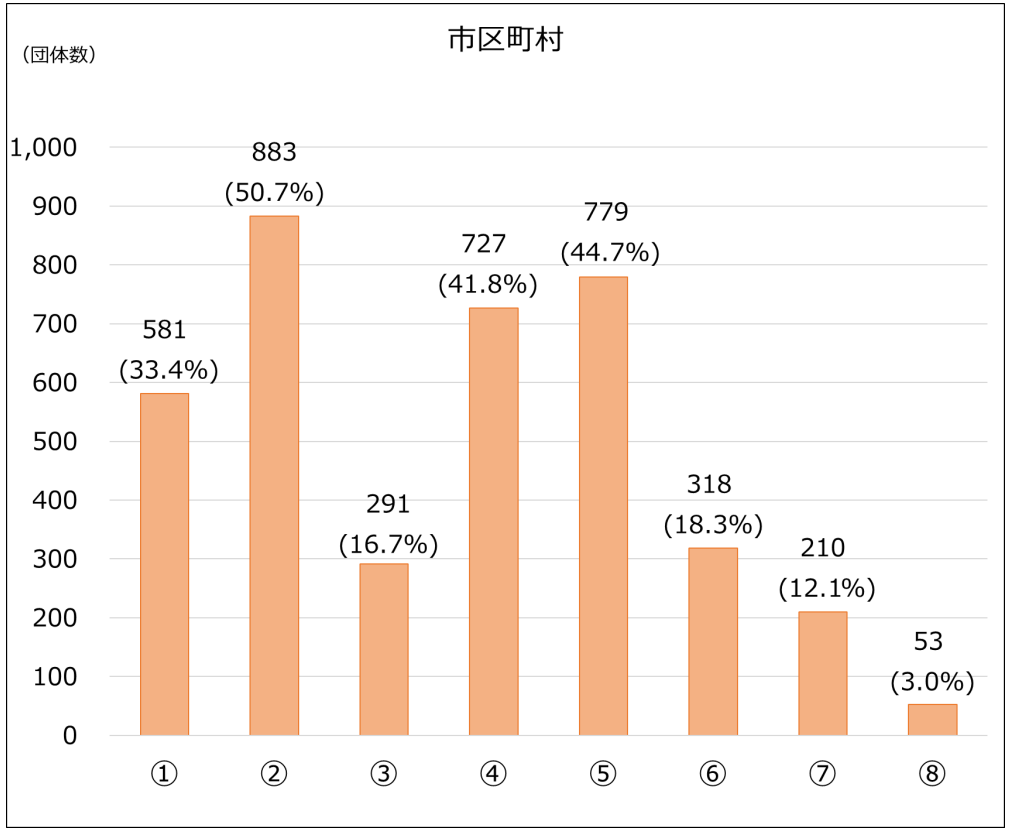

【凡例】
① 競争入札参加資格審査システム等
② 事業者登録システム等
③ 見積書の管理等に関するシステム等（契約管理システム等）
④ 案件情報公開システム等
⑤ 電子入札システム
⑥ 契約書の管理等に関するシステム等（契約管理システム等）
⑦ 請求書の管理、支払管理等に関するシステム等（契約管理システム等）
⑧ その他（例：財務会計システム、土木設計積算システム、建設情報共有システム、電子納品保管管理システム　等）

3　調達に関する一連の手続の電子化・オンライン化の状況②

①-2　申請者が行う手続のオンライン化の状況（建設工事）

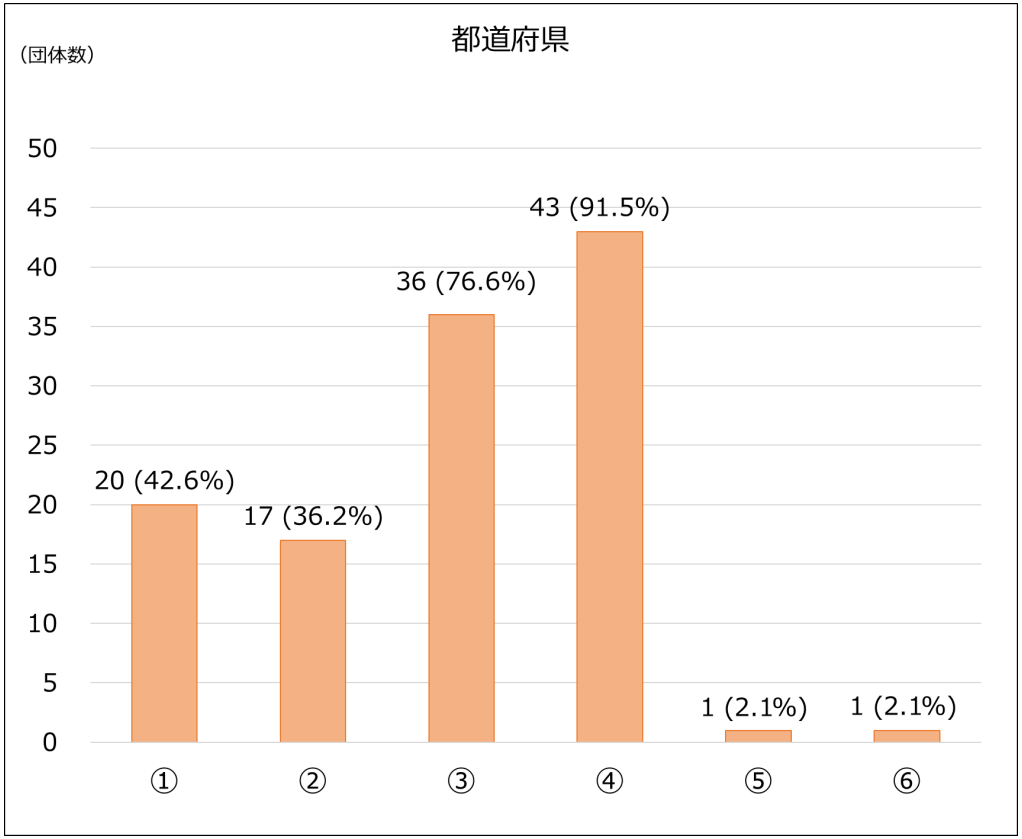

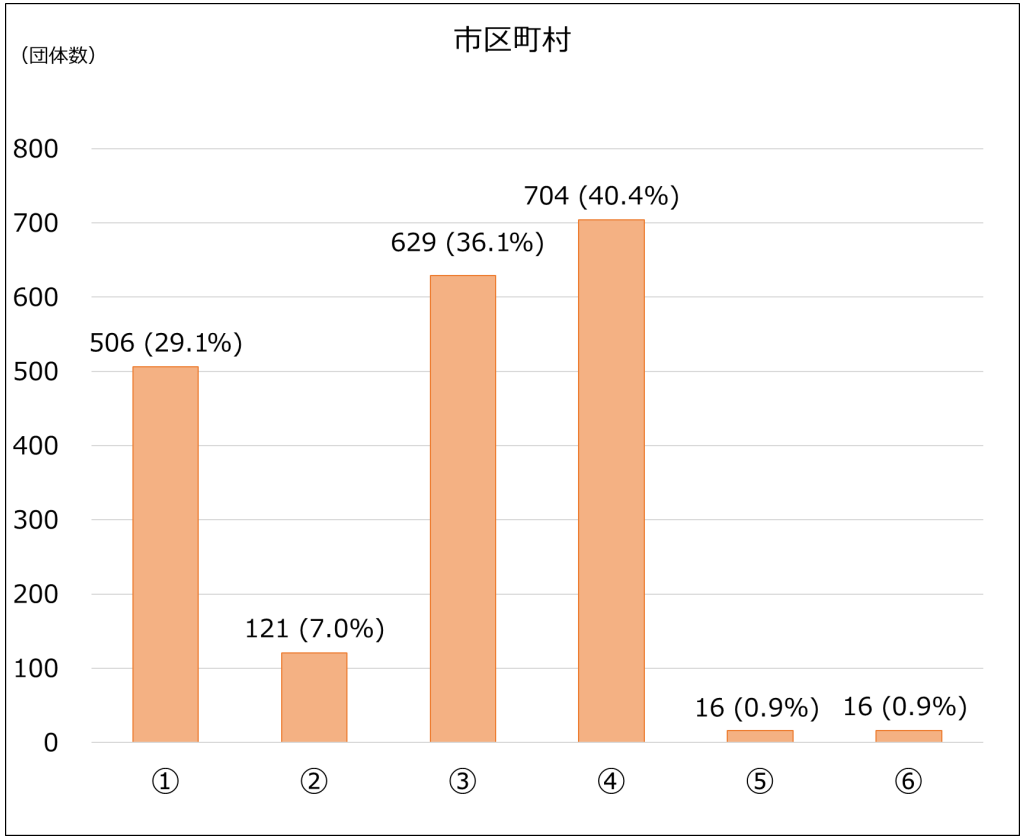

【凡例】
① 競争入札参加資格審査申請（申請システム）
② 見積書等の提出・管理等（契約管理システム等）
③ 入札公告・公告内容の確認等（案件情報公開システム等）
④ 落札者への通知等（電子入札システム）
⑤ 契約書の作成・提出や管理等（契約管理システム等）
⑥ 請求書の提出・管理、支払管理等（契約管理システム等）

※システムを構築している団体が回答

3　調達に関する一連の手続の電子化・オンライン化の状況③

②　システム相互間のデータ連携の状況（建設工事）

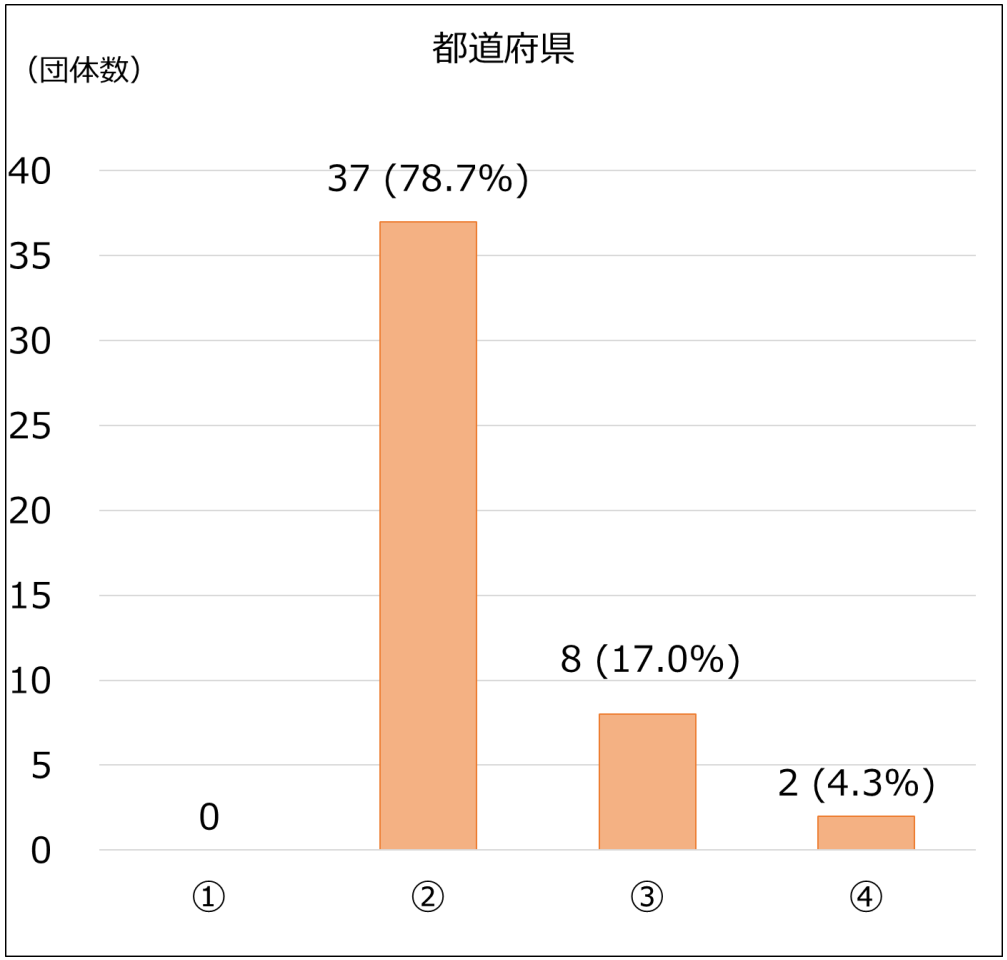

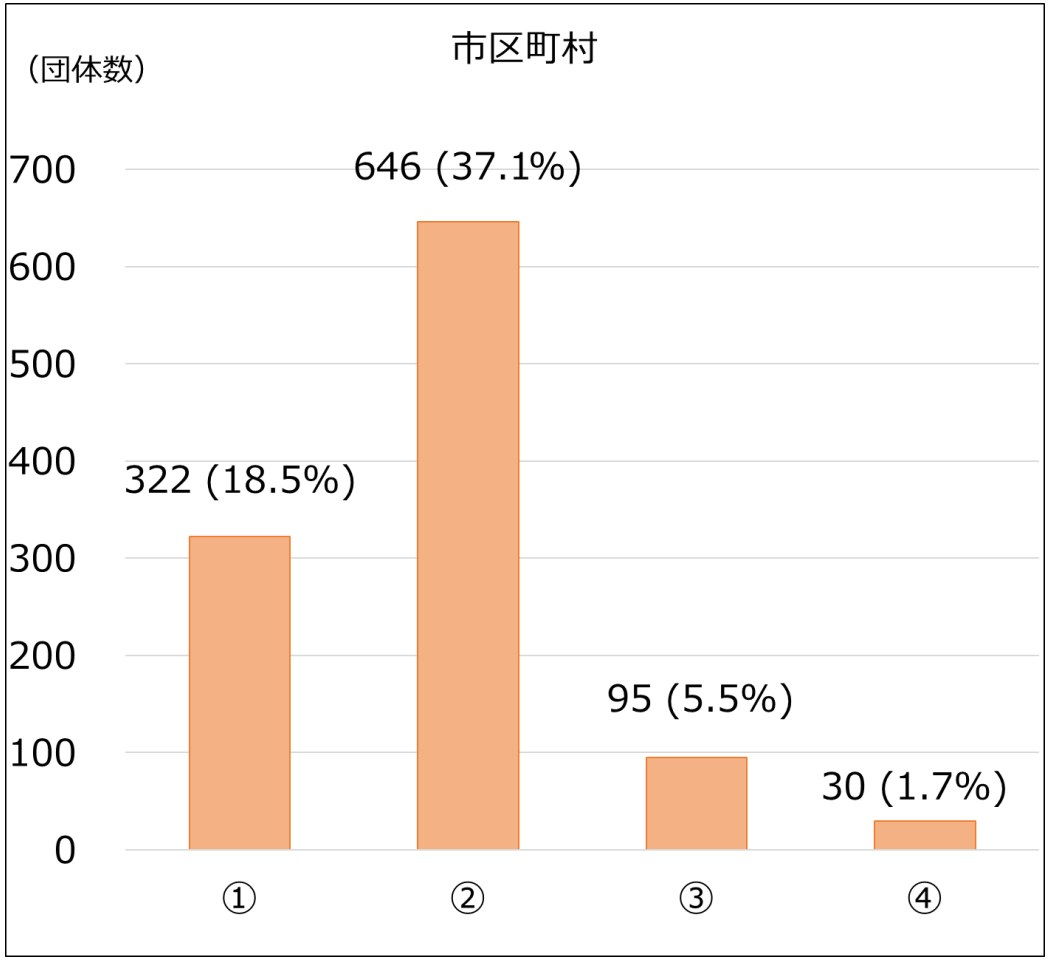

【凡例】
① データ連携はしていない
② 一部のシステム間でデータ連携をしている
③ 全てのシステム間でデータ連携をしている
④ その他（例：競争入札参加資格審査申請～契約締結事務の一部は全て電子調達システム上に機能が存在　等）

3　調達に関する一連の手続の電子化・オンライン化の状況④

③　押印を廃止した手続（建設工事）

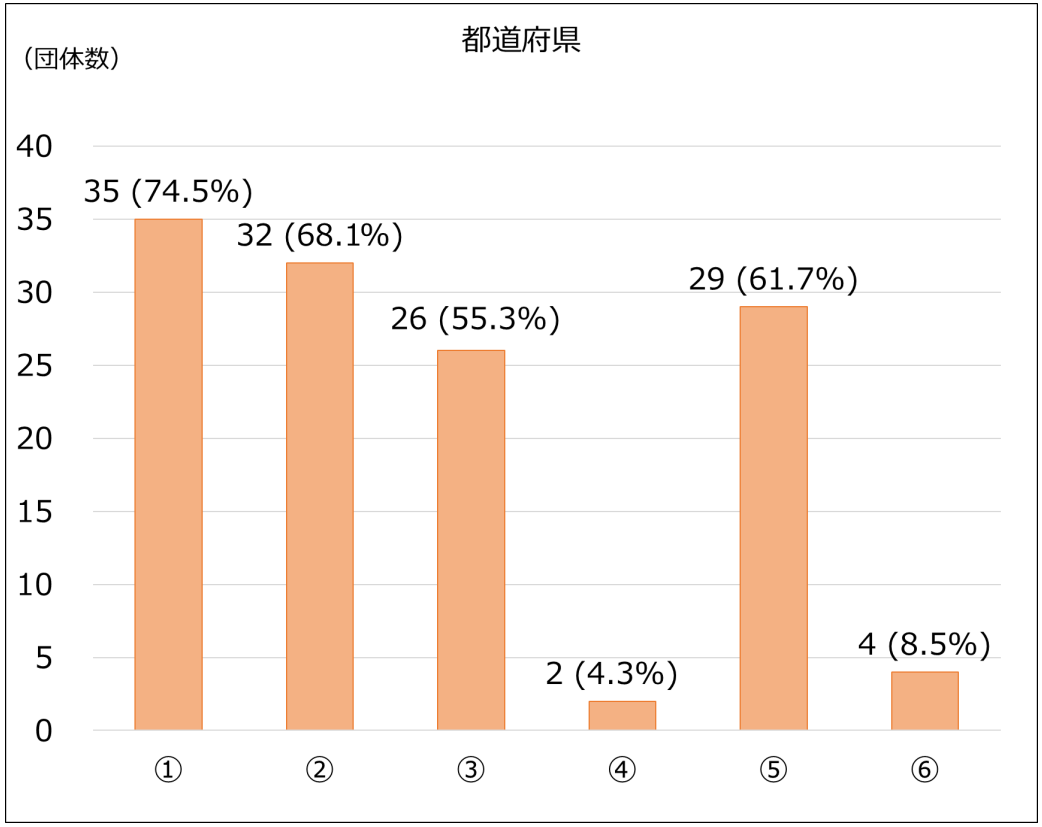

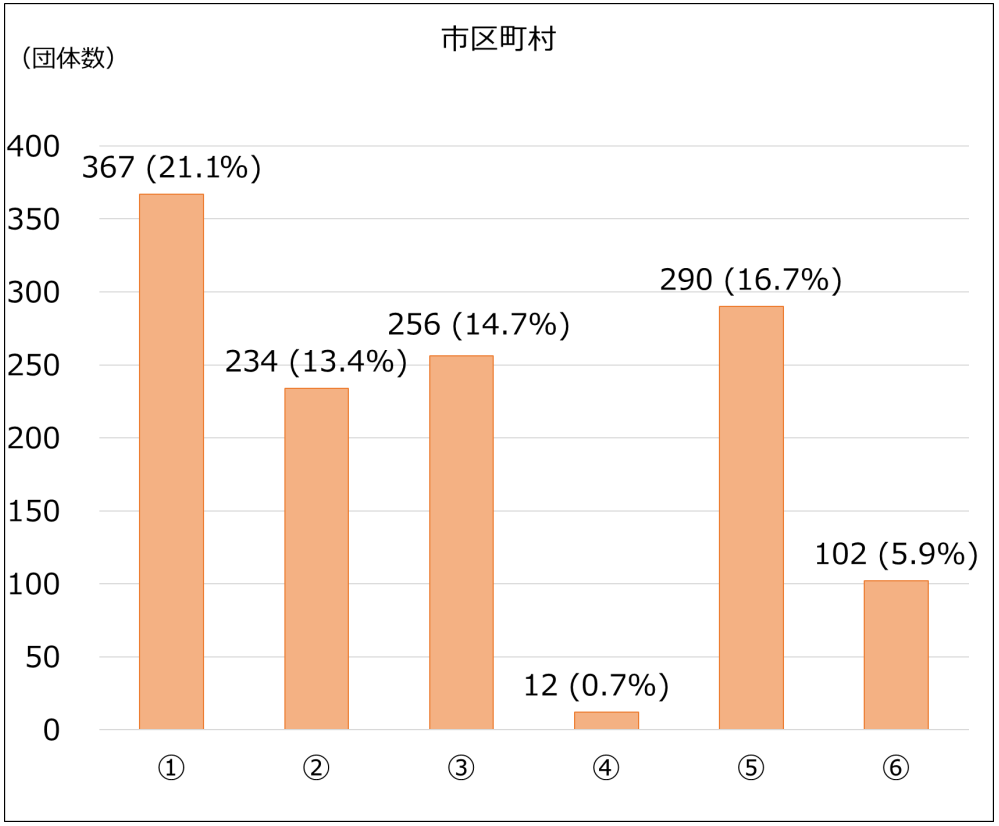

【凡例】
① 競争入札参加資格審査申請（申請様式や添付書類等）
② 見積書等の提出（見積書等）
③ 入札（入札書や提案書等）
④ 契約書の提出（契約書等）
⑤ 請求書の提出（請求書等）
⑥ その他（例：入札書･請書、見積書･積算内訳書、完了届･納品書、技術者選任通知書、下請通知書　等）

4　調達に関する一連の手続の電子化・オンライン化に係る意見等①

１．調達に関する一連の手続の電子化・オンライン化を進めるに当たっての意見や課題
①　小規模事業者への配慮が必要 電子化・オンライン化に対応することが困難な地域の小規模事業者に対する配慮が必要。書類申請の併用や、電子化・オンライン化に当たってのサポートが課題。
②　システムの改修に伴う財政負担増 電子化・オンライン化に当たっては、システム構築や既存システムの改修等の環境整備に多額の経費を要することが課題。
③　事務手続の見直しが必要 契約の締結、請求書の受理、支払等の事務手続や運用に係る見直しが必要。書類申請を併用する場合には、事務負担の増が懸念。また、申請者や証明書類等の真正性の確保が課題。
④　情報連携が必要 電子化・オンライン化による事務負担の軽減や効率化を最大限図るためには、登記情報や納税情報がバックヤード連携により確認できるようにすることが重要。
⑤　事務負担の軽減や事務処理の効率化 地方公共団体・事業者ともに事務負担の軽減が見込まれることから、競争入札参加資格申請システム及び電子入札システムの導入を検討している。 オンライン化により、郵送受付による開封作業が無くなることや郵送に係る時間の短縮が図られる。

4　調達に関する一連の手続の電子化・オンライン化に係る意見等②

２．国が調達に関する一連の手続の標準化を進め、システムの標準仕様を提供すること
①　独自の要件設定を可能とする必要 各地方公共団体において、その地域の実情を踏まえて、独自の要件を柔軟に設定できる（カスタマイズできる）仕様とすることが必要。
②　既存システムの改修及び財政負担の増 各地方公共団体のシステムが標準仕様に適合していない場合、システム改修等の対応が必要。また、連携している既存システムの改修も必要となり、多額の経費を要することから、実効性がない。
③　事務手続の標準化が必要 事務手続や様式が標準化されない限り、システムの標準仕様が提供されたとしても導入できない。まずは、入札参加資格の格付けの統一や標準的な財務規則の整備等が必要。
④　事務負担の軽減や将来的なシステム導入等経費の軽減 地方公共団体・事業者ともに事務負担の軽減が見込まれる。また、将来的なシステム導入や改修に係る経費の軽減につながるため、標準化することが望ましい。標準仕様が提供されれば参考となる。

4　調達に関する一連の手続の電子化・オンライン化に係る意見等③

３．国が統一的なシステムを整備し、地方公共団体に対して提供すること

① 小規模事業者への配慮が必要（１の①と同じ）

電子化・オンライン化に対応することが困難な地域の小規模事業者に対する配慮が必要。書類申請の併用や、電子化・オンライン化に当たってのサポートが課題。

② 独自の要件設定を可能とする必要（２の①と同じ）

各地方公共団体において、その地域の実情を踏まえて、独自の要件を柔軟に設定できる（カスタマイズできる）仕様とすることが必要。

③ 導入に係るコストの検証が必要

各地方公共団体がどの程度の経費を負担するのか。既存システムの改修や運用に係る経費が現状と比較して低廉であるかどうか等を比較検討する必要。

④ 統一的なシステムの整備は困難

各地方公共団体において、入札参加資格の格付けの方法が異なるなど、事務手続等が異なることから、統一的なシステム整備は困難。また、既存の内部システムとの連携が困難。

⑤ 国による統一的なシステム整備・運用

システム化により事業者の利便性が高まると考えられるが、手続の申請先が各地方公共団体では、事業者の求めるかたちではない。国において統一的に受け付けることとしてはどうか。

⑥ システム開発経費の削減や事務負担の軽減

システムが提供されることにより、各地方公共団体におけるシステム開発が不要となり、システム導入に係る事務負担や経費負担が軽減される。

⑦ 事務の標準化が前提

まずは、事務手続や様式の標準化が必要。事務手続等の標準化をした上であれば、有効であると考える。

4　調達に関する一連の手続の電子化・オンライン化に係る意見等④

４．事業者が全省庁統一資格を取得することで、同時に地方公共団体の資格を得ることができる仕組みをつくること

①　独自の資格設定

地方公共団体においては、事業者の工事成績、地域貢献等を評価した上で格付けを行っているところであり、地方公共団体独自の主観点評価の反映や格付けができる仕組みとする必要。

②　中小企業・小規模事業者保護の観点

事業者が全地方公共団体の入札参加資格を取得しやすい仕組みとすることは、中小企業・小規模事業者の受注機会を減少させることにつながりかねない。

③　導入に係るコストの検証が必要（３の③と同じ）

各地方公共団体がどの程度の経費を負担するのか。既存システムの改修や運用に係る経費が現状と比較して低廉であるかどうか等を比較検討する必要。

④　統一的なシステムの整備は困難（３の④と同趣旨）

各地方公共団体において、入札参加資格の格付けの方法が異なるなど、事務手続等が異なることから、提示の仕組みをつくることは困難。また、既存の内部システムとの連携が困難。

⑤　システム開発経費の削減や事務負担の軽減

国のシステムを活用することにより、各地方公共団体におけるシステム開発が不要となり、システム導入に係る事務負担や経費負担が軽減される（３の⑥と同趣旨）。

このほか、地方公共団体においては申請受付が不要となり、また、事業者においては複数の申請が不要となることにより、地方公共団体・事業者ともに事務負担の大幅な軽減が見込まれる。

⑥　事務の標準化が前提（３の⑦と同じ）

まずは、事務手続や様式の標準化が必要。事務手続等の標準化をした上であれば、有効であると考える。